

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	別府市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

平成31年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26内閣府総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府総務省令第7号)第59条の2</p> <p>【情報提供】 行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)
②所属長の役職名	子育て支援課長 学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。) 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1574 mail:sch-be@city.beppu.lg.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>②支給認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>③支給認定証に関する事務</p> <p>④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務</p> <p>⑥支給認定の取消しに関する事務</p> <p>⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>②支給認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>③支給認定証に関する事務</p> <p>④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務</p> <p>⑥支給認定の取消しに関する事務</p> <p>⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p> <p>⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法、別表第1の主務省令一部改正)